

保格ニ関スル十七日ノ打合ニ於テノ交換部ノ意見開陳
致書ト別紙ノ通クニテ整理シ且テ積立金ニ付スル見
解ヲモ世記申判判ノ所也

尚右今條ニ於テ從來申付トテ不明ナリト事慶モ毎々
明瞭ニテ名目モ有之ニ生テ保格ヲ回替スルニ於テ今普通保格
ト同ク保格トニ區別スルニトニ別本滿洲國生テ保格回替
ニ事要細ク詳ニ申付テ作成シテ向テ保格ノ意ヲ統一妥當
ニシテ且テ保格ノ別名カノ通ク致書トシテ作成致シ且テ試
案ニシテ且テ私案ニ有之ルモ生テ保格ノ意ヲ統一妥當ニ候
尚之等ノ案ヲ何カモモシテ資料ニ付シ且テ印創中ニ

三、六、十九日

有之ニ事案次ノ申送附申上トシテ

十生之申上ノ事案不在ニ付取付不_レ以表申上候

六月十九日 同本部係科長

松田金馬知事
美濃幸三事官

G-31

生命保險ノ現今ノ社会経済構造ノ下ニ於ケル
 国民生活ノ安定上毎ノバカナルモノトシテ 特ニ人々之性
 強キ事業中ニ於テ 就中 中産以下ノ階級ノ対象
 トスル間最モ生命保險ノ社会政策的見解ヨリテ之ヲ
 營業利ノ対象ト為スベキモノトス。 更ニ又之ヲ企業ノ
 一員際上ニシテ見ルモノトシテ 生命保險ノ保險人主
 ナク 保險料ノ月掛、集金、貸付、特命付トスルモノ
 ナルガ故ニ 自由事業ノ増出尙早キ事業ノ多敷ノ契
 約ノ得ル時ニ合理解答ニ總括スルモノトシテ 事業ノ四者
 ナク 集金ノ期ニ至ル 従テ保險且破産ノ保險ノ

用0018 B列5

(3. 2. 54.000册 北原 納)

ノ利益ヲ獲得シ得サレモノトス。 更ニ又之ヲ企業ノ
 保險事業ノ性質上ニ於テ見下ルモノトシテ 且自由
 的傾向強キモノトス。
 増フニ企業事業ノ発展ニ伴フ 専ラ採集上ノ之ヲ
 以テ 利益セラルモノトシテ 尙早キ事業ノ發展ニ
 事業トシテ 企業家ノ任意ノ活動ニ依テ(或モ他ノ
 リトスルモノ)スルモノトシテ 利潤尠キ事業ノ國民
 ノ高ク生活上ノ不安定ニ伴フモノトシテ 全同胞ノ善及
 止ムニ極メテ困難ナリ 更ニ又之ヲ企業ノ發展ニ於テ
 尙早キ事業ノ發展ニ伴フモノトシテ 且自由
 的傾向強キモノトス。

用0018 B列5

(3. 2. 54.000册 北原 納)

たが故に之より民衆を束縛して國家に於て居るべきに
弊を以て國に力をおこすハ其の初より之を國家の獨立
事業トシテ其の利主義トシテ合理的に經營するに
若し

の簡易生命保險事業ノ國家の獨立の途に於て當知
に其の問題ハ事業ノ管理及保險料の分配に關するに
問題ありトス然る利ノ目的トスル且ノ事業の發展に
關するに必要トスル本事業の發展に關するに必要
條件ノ設置スルカ等ハ其の得たるモノニ依りて決定
多數民の要求ト爲るべきに接觸ヲ有せん已に保險料

有效に利用して之を取扱に當らざれば清手吉ノ問題化
並ニ契約ノ普及上ニ利便多キくハ其の途に於てハ
事業の發展に關するに必要トスルモノト信ス
日本國に於てハ簡易生命保險事業の發展に關
保險料の利用に依りて事業の發展に關するに必要
普及上他ニ類例ナキ或ハ收メテハハ好個ノ事
例トシテ十分尊重せらるべきナリトス 歐洲ノ新興國
「ポーランド」ニ於てモ一九二八年以來日本簡易生命保險
制度ヲ其の例ニ依りて之ヲ其の野金會ノ管理下に
置キ多ク成功ヲ收メタリ

例亦然り。之等ノ事例ヲ先ノ所ニテ考察スルベシ。今後
滿洲國ニ於テ簡易保險ノ同業事業ヲ兼テシテ創設セシムル
場ノハ郵務司ヲシテ其ノ經營之管理ノ衡ニ當ラシムルヲ
最モ適當ナリト思科ス。

次ニ生命保險事業ニ對シテ多額ノ積立金ヲ擁シ
之ヲ投資運用ノ如何ハ事業業其ノモノニ安否ニカハル
點ナリ。特ニ簡易生命保險制度ハ有力ナル救済政策
的施設ナルヲ以テ其ノ積立金運用ニ當リテモ多分ニ
其ノ方面ノ色彩ヲ加味シテ事業業トシテノ妙味ヲ發揮
スルモノトス。國家財政上ノ立場ヨリ生命保險ヲ同業ト

スレトノ論ハ從來有力ナル國家論ノ一ナリトス。然レモ
生命保險積立金ノ性質上之ヲ主トシテ國家財政上
ノ便宜ノ為ニ処理運用スルノ一ナリトハ明ナリ。獨
生命保險積立金ハ異ナル妙金等トハ異ナリ。如ク者ノ
其ノ準備財産トシテ事業業其ノモノト不可分ノ關係
ヲ有スルモノニシテ其ノ運用ハ之ヲ事業業其ノモノト切離
シ全然別個ニ考慮スルノ餘地ナキモノトナフニ
故ニ簡易保險積立金ハ本邦ニ於テモ之ヲ事業業所管
應スル郵務司ヲシテ管理セシメ日本國ニ於ケルカ如ク
應有能ノ士ヲ集メテ積立金運用委員會ヲ設置シ

滿洲帝國政府

之ニ沿問ニテ加入者ノ利益ノ為ニ公正妥當ナル運用ヲ
為サレシメテトテ通商アリト信ズ。

用0018 B列5

(3. 2. 54.000册 北原納)

G-31